

令和 8 年 7 月 6 日
 ○行政処分問い合わせ先
 健康福祉部福祉局
 障害政策課障害児支援係
 電話：027-898-3877 内線：3877
 ○監査結果問い合わせ先
 健康福祉部福祉局
 監査指導課監査指導第三係
 電話：027-226-2556 内線：2556

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の行政処分について

指定障害児通所支援事業者に対して監査を実施したところ、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 第 1 項第 6 号、9 号に該当する事実が認められたため、本日、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1 対象事業者

事業者の名称 株式会社フォーチュン・サークル
 代表者 代表取締役 鈴木 利和
 事業者の住所 群馬県太田市鳥山上町 1 5 6 5 番地 2

2 対象事業所

事業所の名称 児童発達支援事業所レモンの丘
 事業所の所在地 群馬県太田市鳥山上町 1 5 6 5 番地 2
 サービスの種類 児童発達支援
 定員 7 名
 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日
 事業所番号 1 0 5 0 5 0 0 8 4 0

3 処分内容

指定の取消し（指定取消年月日：令和 8 年 8 月 1 日）

4 処分理由

（1）不正請求【児童福祉法第 21 条の 5 の 2 第 1 項第 6 号該当】

①不正請求額（概算）

内 容	児童発達支援
不正件数	26 件
不正請求期間	令和 7 年 7 月から令和 8 年 1 月
不正請求額（概算）	1, 127, 518 円

②不正請求の内容

- ・群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 94 号）（以下「基準条例」という。）において規定される児童指導員等の資格を持った者が配置されておらず、本来、サービス提供職員欠如減算を適用すべきであったにもかかわらず、これを適用せず、人員基準を満たしているものとして障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ・基準条例において規定される児童発達支援管理責任者による個別支援計画の作成が行われていない状態であったにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用することなく、障害児通所給付費を請求し、受領した。

（2）不正の手段による指定申請【児童福祉法第 21 条の 5 の 2 第 1 項第 9 号該当】

- ・資格要件を満たさない者を児童指導員として、偽造された職務経歴証明書を使用し、要件を満たすものとして配置し、不正の手段により指定障害児通所支援事業者に係る児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。